

## 大阪府家庭生活支援員研修事業実施要領

## (目的)

この要領は、大阪府立母子・父子福祉センター管理運営業務実施要領に基づき実施する、家庭生活支援員の研修について定めるものとする。

## (内容)

## (1) 受講対象者

大阪府内在住の者であって、地域における子育て支援活動経験のある者、又は、母子家庭等支援や子育て支援に関心があり、熱意のある者（年齢、資格の有無については不問）について募集を行い、書類審査の上、受講者を決定することとする。  
なお、一時保育を希望する受講者については、適切に対応するものとする。

## (2) 研修内容

児童福祉、発達心理、発達相談、コミュニケーションの方法や相談援助など、家庭生活支援員として必要な知識及び技能を修得できる科目を、別添を基準として設定の上、実施するものとする。

なお、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第12号及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第14項）における援助を行う会員のうち、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」において参考として示している講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、別添の基準による一定の研修と同等の研修を修了した者とする事ができる。

## (3) 研修修了の認定方法

別に定めるカリキュラムに全日程滞りなく出席し、修了者と認められた者に対しては、研修修了証書を交付するとともに、本研修修了者として修了者名簿に登録するものとする。ただし、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、研修期間内にレポート提出、補講等の代替措置を行うことにより当該科目に出席したとみなすことができる。

## 附 則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。

家庭生活支援員子育て支援研修項目基準

1. 児童の発達と遊び

- (1) 乳幼児期の発達
- (2) 学童期の発達
- (3) 児童にとっての遊び

2. 健康管理と緊急対応

- (1) 児童の病気
- (2) 緊急時の対応と応急措置
- (3) 児童の成長と食生活

3. 保育所における見学実習

4. 子育て支援の状況

- (1) 現代の子育て事業
- (2) 研修全体のまとめ

※ 各項目に関連する講義又は演習を組み入れて、研修科目（案）を設定の上、実施すること。